

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和4年6月22日・東京都条例第103号

1 概要

(1) 改正理由

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和4年環境省令第17号）の施行に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の排出基準に係る暫定基準等を改める必要がある。

(2) 改正内容

1 暫定基準の適用期限の延長

令和4年6月30日まで → 令和7年6月30日まで（下水道業又は旅館業に属する指定作業場にあつては、当分の間）

2 ほう素及びその化合物の汚水に係る暫定基準の見直し

・下水道業

50mg/ℓ → 40mg/ℓ

・旅館業（ほう素の濃度が500mg/ℓ以下の温泉を利用するもの）

500mg/ℓ → 300mg/ℓ

2 施行日

令和4年7月1日

3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494